

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年3月2日

岩手県立総合教育センター所長 藤岡 宏章

1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- (4) 履行場所 岩手県立総合教育センター（花巻市北湯口第2地割82番1）及び岩手県立生涯学習推進センター（花巻市北湯口第2地割82番13）
- (5) 入札方法 (1)の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (3) 平成28・29年度庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の清掃業務（庁舎）に登録されている者であること。
- (4) 延べ面積13,000平方メートル以上の建築物の清掃業務を平成25年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有する者であること。
- (5) 入札日現在で、岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有していること。
- (6) 岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (8) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (9) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (10) 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配付場所及び問い合わせ先
郵便番号025-0395 岩手県花巻市北湯口第2地割82番1
岩手県立総合教育センター総務担当 電話番号 0198-27-2711

(郵送による申請書、入札説明書及び仕様書等の配布を希望する者は、A 4判が入る返信用封筒(あて先明記)に205円分の切手を添えて申し込むこと。)

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成30年3月22日(木) 午前10時00分 岩手県立総合教育センター第1研修室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金 免除

(3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この告示に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を平成30年3月12日(月)午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。

(4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。入札参加資格の審査結果については、平成30年3月16日(金)までに通知する。

(5) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

ア 平成30年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続について停止の措置を行うことがある。

イ 詳細は、入札説明書による。